

2021年2月9日

キャピタル・パートナーズ証券株式会社

## 株式会社証券保管振替機構を通じた 個人番号(マイナンバー)の取得について

証券口座を開設されているお客様は、税法上個人番号(マイナンバー)の提供が義務付けられており、2022年1月1日以後最初に株式・投資信託等の売却代金や配当金等の支払いを受ける時までマイナンバーの提供が必要です。

令和元年度の税制改正により、2020年4月から2021年12月末までの間、証券会社は個人番号(マイナンバー)が未提供のお客様を対象に、株式会社証券保管振替機構を通じ、個人番号を取得することが可能となりました。

これに伴い、当社では、2021年1月以降、以下のお客様を対象に証券保管振替機構より取得した個人番号(マイナンバー)を順次登録させていただきます。なお、この登録手続きに伴い、お客様のお手間は一切発生しませんことを申し添えます。

個人番号(マイナンバー)の登録に関しまして、ご理解とご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

### 【対象となるお客様】

- ・2015年12月31日以前に証券口座を開設されたお客様
- ・ご住所、生年月日が登録済のお客様
- ・個人番号(マイナンバー)が未登録のお客様

※以上のすべての条件に合致するお客様が対象です。

[日本証券業協会リーフレット](#) →